

## 基本目標 1

### うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

基本政策 1. 自然の適切な利用

基本政策 2. 都市基盤の整備

基本政策 3. 生活環境の整備

基本政策 4. 安全な市民生活の確保



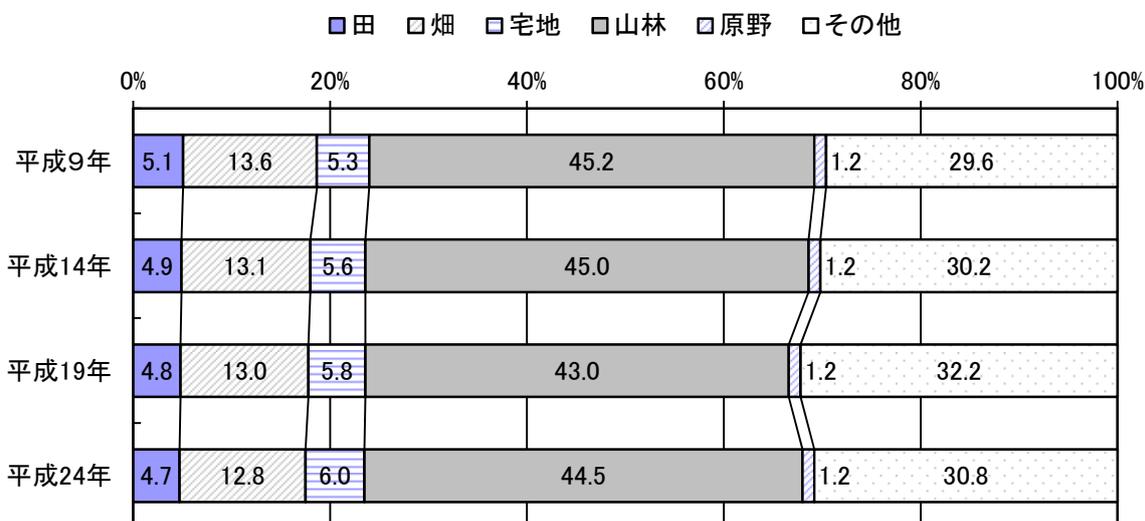
## 基本政策 1. 自然の適切な利用

### 【1】適正な土地利用の推進

#### 現況と課題

- 本市の総面積は 276.34 k m<sup>2</sup>で、田畑が約 18%、宅地が約 6%、山林が約 45%を占めており、市域の約 49%が都市計画区域<sup>\*</sup>に指定されています。土地利用状況では、田、畑、山林、原野に減少傾向がみられ、宅地は増加傾向にあります。
- 土地利用状況については、地区により違いがみられ、市街地では都市的土地利用が多くなっていますが、農村・中山間地域では農業、工業、商業、住宅の混在化が進むなかで、騒音や悪臭など環境問題の発生が懸念されます。
- 今後は、恵まれた自然環境と都市の便利さとの両立を図るため、都市計画マスタープラン<sup>\*</sup>を策定して基本方針を定め、農業、工業、商業、住宅のバランスの取れた土地利用を進めていく必要があります。

図表：土地利用状況の推移



(出典：固定資産税概要調書)

## 施策の目標

市民が快適な生活環境と豊かな自然環境を享受できるよう、計画的な市街地の整備と、良好な居住環境づくりや自然環境の保全との調和を図りつつ、適正な土地利用を推進します。

## 施策展開の方向

### (1) 適正な土地利用

適正な土地利用の展開に向け、市街地では、都市的土地利用を展開し、住宅、商業、工業のバランスの取れた土地利用を推進します。また、農村・中山間地域では、農地・集落地の環境改善・保全に努めます。さらに、自然が多く残る地域では無秩序な開発を抑制し、自然環境の維持・保全を図ります。

### (2) 都市的土地利用の見直し

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画マスタープラン<sup>\*</sup>を策定します。このマスタープランや都市計画基礎調査の結果に基づき、用途地域<sup>\*</sup>の見直しを検討します。

## 【2】自然環境の保全と活用

---

### 現況と課題

- 本市は、上毛三山の一つであり特徴的な山容を誇る妙義山をはじめ、緑豊かな山々に囲まれ、碓氷峠に源を発する碓氷川が地域を貫流しているなど、自然環境に恵まれたまちです。自然環境は、来訪者にとって魅力的であるだけでなく、「ふるさと・安中」の財産として、後世に残し伝えていきたい宝となっています。
- 今後も、この自然を大切に守り、市民が誇りと愛着を持てる地域づくりに向けて、憩いの場・活動の場として有効に活用できるよう、市民などとの協働\*のもとに、適切に維持管理していく必要があります。
- また、水は日常生活に欠くことのできない資源であるとともに、産業活動を支える大切な役割を担っています。この限られた資源の効率的な利用を図ることが重要になっており、上水道などに必要な水量を確保するとともに、水環境の保全に努めていく必要があります。



## 施策の目標

緑豊かな里山や、水資源の保全と活用を進め、市民が誇りと愛着を持てる「ふるさと・安中」の自然環境を守ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
保安林面積	4,378ha	4,382ha

## 施策展開の方向

### （1）身近な自然環境の維持・保全

まちの貴重な財産である豊かな自然環境を守るため、希少な動植物の生態系などに配慮するとともに、関係機関・団体と連携しながら、市民・来訪者に対し自然環境の保全に向けた啓発活動を行います。

### （2）里山の保全と活用

関係機関・団体と連携し、ボランティア※、NPO※などの参画を得て里山などの維持管理に努め、市民の憩いの場、活動の場として活用していきます。

### （3）水源対策

水資源の保全と活用を図るため、治山・治水を促進することにより、本市に必要とされる水源水量を確保します。また、森林の保全育成により、自然の営みと調和した水環境の保全に努めます。

## 基本政策 2. 都市基盤の整備

### 【1】道路整備

#### 現況と課題

- 幹線道路は、市民生活の快適性や産業経済活動の活力を高めるなど、都市の発展に欠かせない重要な都市基盤です。また、生活道路は、市民の快適な日常生活を確保するため、歩行者などの安全面に配慮し、周辺環境とも調和した空間であることが求められます。
- 本市は、関東と信越を結ぶ上信越自動車道に松井田妙義と碓氷軽井沢の2つのインターチェンジを有し、高速道路網への接続が容易となっています。本市の道路交通網は、市中央部を東西に走る国道 18 号を中心に構成され、依然として南北の軸となる幹線道路が不足しており、地域の一体性を図るため、道路網の整備が必要です。また、国道 18 号については、引き続き混雑緩和に向けた整備が望まれています。
- 生活道路については、市民の交通安全、通学路の安全確保のため、狭幅員道路の整備を進める必要があります。道路の維持・管理に当たっては、「道路里親制度<sup>\*</sup>」により、市民と行政との協働<sup>\*</sup>による管理を進めています。
- 市内の橋梁については、昭和 55 年度以前に設計施工されたものが新耐震基準に不適合となったため、耐震補強が必要となっています。



## 施策の目標

市民生活の利便性や産業活力の向上に向け、幹線道路の整備を促進するとともに、生活道路の整備を推進し、安全で快適な道づくりを進めていきます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
市道改良率	25.77%	26.12%

## 施策展開の方向

### （1）広域幹線道路の整備

国道18号の渋滞緩和と、主要都市およびインターチェンジへのアクセス性の向上を図るため、JR安中駅以西の四車線化ならびに交差点部における改良・整備を促進します。

また、広域連携の強化を図るため、南北中央幹線（西毛広域幹線道路）の安中工区の早期完了と全線の整備を促進します。

### （2）幹線道路の整備

都市計画道路については、当初の計画から20年以上の長期にわたり整備のされていない道路について、「都市の将来像・まちづくりとの整合性」「道路に求められる機能の確保」「整備優先性」の視点から必要性を検討したうえで、計画の見直しを行うとともに、必要性の高い道路について、できるだけ早い時期での整備を目指します。

また、県道については、市民の日常生活に大きくかかわっている重要な幹線道路であるため、必要な整備を促進します。

### （3）生活道路の整備

市民生活の利便性や災害時における安全性の確保に向け、生活道路の計画的な整備を推進するとともに、未舗装道路の舗装、道路や歩道の段差解消、交差点の改良など、人に優しい道路環境づくりに努めます。

また、「道路里親制度<sup>\*</sup>」を活用して、市民と行政との協働<sup>\*</sup>による生活道路の美化・清掃に取り組めます。

### （4）橋梁耐震補強対策

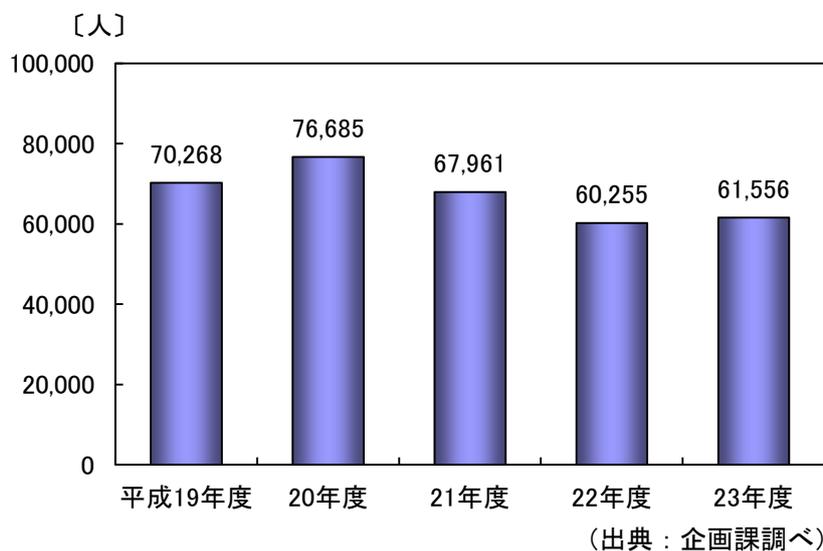
橋梁については、地震による落橋を防止する工事を実施して、市民生活の安全を確保するとともに、道路橋の「長寿命化計画」に基づいて計画的な維持管理を行います。

## 【2】公共交通整備

### 現況と課題

- 超高齢社会\*を迎え、市民の日常生活を支える交通手段として、鉄道やバスなどの公共交通の重要性が見直されています。本市には、北陸（長野）新幹線1駅と、信越本線5駅がありますが、停車本数の増加や接続する他の公共交通との乗り継ぎなどの改善が求められています。
- 鉄道以外の公共交通については、乗合バスが5路線、乗合タクシーが2路線運行しており、平成23年7月からは、公共交通見直しのための実証運行を実施しました。
- 民間の路線バスについては、JR高崎駅から安中市役所間を運行しており、それに接続する形で乗合バスが松井田支所へ運行しています。
- 今後、公共交通は、車を持たない人の交通手段の確保、高齢者などの外出支援にもつながることから、ますます重要となります。また、地域住民の足としてだけでなく、観光路線としても重要な役割を担うことが考えられます。さらには環境負荷の低減や過疎化対策、地域活性化などの観点からも、公共交通の必要性は高まっています。

図表：乗合バス・乗合タクシー利用者数



## 施策の目標

ニーズに即した公共交通ネットワークを構築し、利用者にとって利便性の高い公共交通体系の確立を目指すとともに、公共交通の利用促進を図ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
乗合バス・乗合タクシー利用者数	61,556人	65,000人

## 施策展開の方向

### （1）公共交通ネットワークづくり

市民ニーズに応じた公共交通ネットワークを構築するため、公共交通実証運行の結果などを踏まえ、持続可能な体系へと再編を図ります。

乗合バス・乗合タクシーについては、信越本線市内各駅および北陸（長野）新幹線安中榛名駅との連絡向上を図るとともに、利用者の需要把握を行ったうえで、路線の新設・変更・廃止や運行形態の変更などを行います。

また、タクシー利用補助なども含めた総合的な調整を行います。

### （2）信越本線、新幹線駅の利用促進

北陸（長野）新幹線安中榛名駅については、観光・ビジネス利用など各方面から再検討を行い、関係機関と協力して、利用促進を図ります。

信越本線については、駅を中心とした魅力的なまちづくりを推進するとともに、鉄道利用の促進を図っていきます。

また、中間駅については、まちづくりの拠点として、実現の可能性を検討していきます。

### （3）乗合バス・乗合タクシーの利用促進

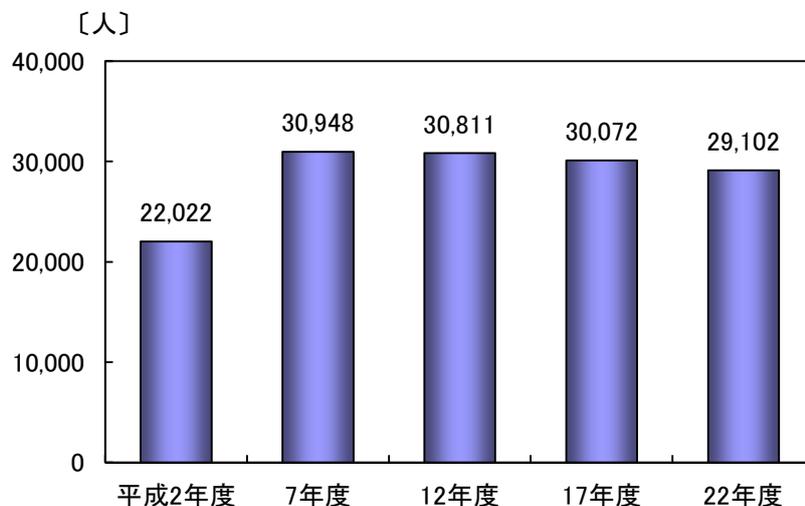
環境問題の改善や高齢者の交通事故防止などの観点から、乗合バス・乗合タクシーの利用について広報紙などで市民に喚起し、利用者の裾野を広げ、赤字抑制と路線維持を目指します。

### 【3】市街地整備

#### 現況と課題

- 本市の総面積276.34 km<sup>2</sup>のうち都市計画区域<sup>\*</sup>は48.8%で、用途地域<sup>\*</sup>は総面積の5.3%に当たり、住居系が最も多く、次いで工業系の用途地域<sup>\*</sup>が多くなっています。
- 本市では、用途地域<sup>\*</sup>内の宅地密度が低く、空き地が点在しており、無秩序な市街化が懸念されています。そのため、計画的な土地利用を推進する必要があります。特に、住居系用途地域<sup>\*</sup>内では基盤整備が進んでいないため、防災・環境といった側面からも高齢社会に対応できる居住環境が求められており、他方、市街地では、多様化する消費者ニーズに対応できる商業地の形成が望まれています。
- 一方、北陸（長野）新幹線安中榛名駅周辺では、JRによる住宅開発が行われ、その周辺の都市的土地利用についても民間活力による開発を促進する必要があるほか、用途地域<sup>\*</sup>の辺縁部では、緑豊かな都市環境を有していることから、豊かな自然環境・田園環境との共生が重要になっています。

図表：市街地人口の推移（用途地域）



（出典：都市計画基礎調査）

## 施策の目標

駅などの主要な拠点周辺や、主要道路の沿道などを中心に、暮らしやすさと便利さに配慮しつつ、魅力と活力のある、安中市らしい市街地の形成に努めます。

## 施策展開の方向

### (1) 計画的な既存市街地の整備

これまでのまちづくりの経緯や地域特性を踏まえながら、魅力ある住宅地を形成します。

また、機能分担や相互の連携が図られた商業・業務地\*を形成するため、国道 18 号や旧中山道沿道の既存市街地、駅周辺、磯部温泉周辺を中心に、歩行者、自転車利用者、車利用者の利便性に配慮します。

なお、地域の自然的、歴史・文化的背景を活かした景観への配慮についても検討していきます。

### (2) 工業地の環境整備

工業地については、良好な産業環境の維持・向上に努めるとともに、周辺の居住環境や自然環境への配慮を促進します。

また、住宅地に立地する既存工業施設の移設先についても検討します。

## 【4】住宅対策

### 現況と課題

- 快適でやすらぎのある市民生活を営むことができる住環境の整備として、公営住宅の整備を計画的に進めることが求められています。本市には市営住宅が1,111戸ありますが、このうち昭和40年代以前に建設された市営住宅は、耐用年数も経過して老朽化が著しいため、改修や建て替えが必要となっています。併せて高齢者世帯の割合が増加してきており、住み慣れた場所に引き続き居住を望む声があることから、こうした老朽化住宅の建て替え、住宅のバリアフリー※化など、快適な住宅環境を求めるニーズに responding する必要があります。
- 地震などの災害による被害を最小限にとどめ、市民が安心して日々の暮らしを営むことができる住環境の整備が必要となっていますが、民間を含め、住宅の耐震化率は低いため、耐震改修の促進が課題となっています。
- 少子高齢化などにより増え続ける空き家住宅については、除却あるいは住み替えなど、有効に活用する方策が求められています。



## 施策の目標

市民が快適でやすらぎのある生活を営むことができるよう、住環境整備の一環として、住宅の安全対策の推進や、市営住宅の計画的な改善などを進めます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
市営住宅改修戸数	0 戸	80 戸

## 施策展開の方向

### （1）住宅の安全対策

老朽化した市営住宅については、入居者が継続して居住できる生活環境の確保を図るため、補修工事、修繕などを施して住居を提供します。

また、民間木造住宅についても、耐震診断および改修工事を支援し、耐震改修を促進します。

### （2）空き住宅と用地の有効活用

取り壊した市営住宅用地については、一定の面積が集約確保された段階で、持ち家の取得促進のため、宅地分譲などにより有効活用を推進します。

また、増加傾向にある民間空き家住宅の活用や住み替えを支援します。

空き家、空き地の発生に伴う環境悪化を防止するため、地域と連携しながら、住みよいまちづくりを進めていきます。

### （3）市営住宅の計画的な改善

安中市市営住宅長寿命化計画に基づき、入居者の住み替え時期などを考慮しながら、バリアフリー\*化をはじめとする改善を行い、住環境の向上と長寿命化を図ります。

また、住戸の集約化などにより発生する土地については、周辺の土地利用計画との整合を図りながら、その活用方法を研究していきます。

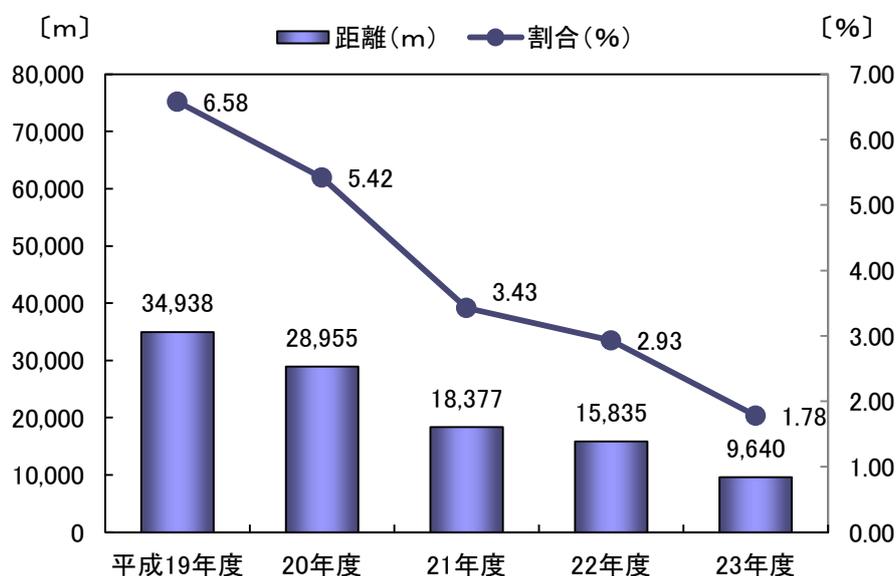
## 基本政策 3. 生活環境の整備

### 【1】上水道の整備

#### 現況と課題

- 水道事業では、常に安全で安心できる水道水の安定供給を図ることが求められており、現在、本市では生活用水および工場用水などの水需要に対応するため、県営「増田川ダム」に新規水源を求め、水道施設整備を進めています。
- 本市の上水道は、高度経済成長期に集中的に整備した施設が、今後更新の時期を迎えることから、適切な維持管理を行い、計画的に更新時期を調整していく必要があります。また、既設三水源が碓氷川系に集中していることから、水源環境対策や水質管理体制の充実、浄水施設整備や配水管網整備などを推進するとともに、市民にその必要性について、分かりやすく情報を公表していくことが必要となっています。
- 今後も効率的な水道事業を行っていくために、「地域水道ビジョン」に示した中期的な経営計画に沿って、計画的に事業を展開していくことが必要です。

図表：石綿セメント管残存距離および残存率



(出典：上水道工務課調べ)

## 施策の目標

日常生活に欠かすことができないライフライン<sup>※</sup>であることから、節水意識の啓発に努め、将来にわたり安全で安心できる良質な水の安定した確保・供給を目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H27）
石綿セメント管残存距離および残存率	9,640m (1.78%)	84m (0.02%)

## 施策展開の方向

### （1）計画的な水道事業

水需要の動向を踏まえながら、地域水道ビジョンに沿った施策を展開し、将来にわたり安全で安心できる良質な水の安定した確保を目指して水道事業を推進します。

また、水資源の大切さについて、市民の理解を深めるとともに、節水や合理的な使用を促進するための啓発に努めます。

### （2）水道施設の整備・更新

水量の安定と水質の安全性を確保するため、浄水施設整備や配水管網の整備、老朽化した管や石綿セメント管の更新、浄水施設等の耐震化などを行います。

### （3）水質保全

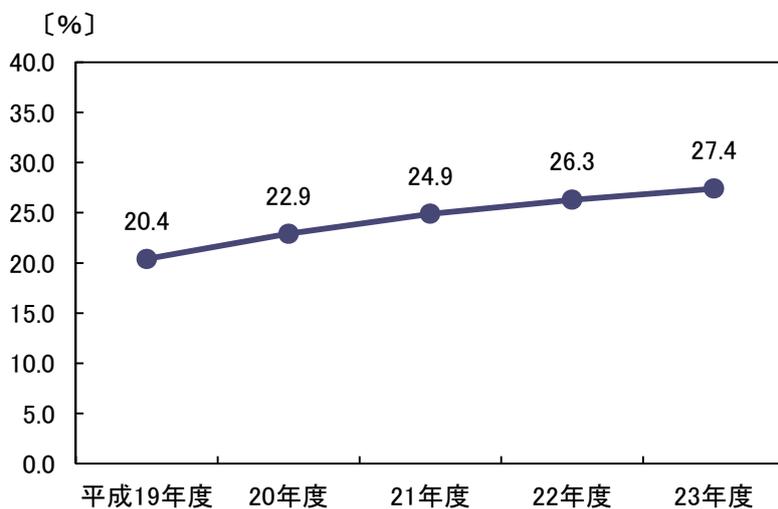
安全で安心できる水道水の供給には、水質検査の正確性、信頼性が求められるため、浄水場における表流水の濁りや有害物質流入への対応を引き続き行うとともに、緊急事態に備えて対応ができるよう訓練を行い、常に水道水の安全性を確保します。

## 【2】下水道の整備

### 現況と課題

- 下水道事業は、その目的である公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全のために大きな役割を果たし、快適な生活環境づくりに貢献しています。そして、下水道の整備状況は、その自治体の生活レベルや住みやすさを計る一つの指標として使われてきました。
- 現在、本市の下水道普及率は、国や県の平均を大きく下回っており、計画区域外からの下水道接続の要望も増加しています。既存の下水道についても、当初の建設から25年余り経過しており、耐用年数内であっても、管渠<sup>\*</sup>の老朽化・腐食による障害や陥没の危険が懸念されるため、維持管理が必要です。また、下水管渠<sup>\*</sup>へ流入する不明水の原因解明と、その対策が必要となっています。
- 下水道整備には莫大な費用がかかるため、本市の財政に大きな負担となっています。今後、効率的な整備を心掛け、長期的な展望を持って計画的に進めなければなりません。当初の計画時と現在では、人口・住宅の立地など地域の状況が変わったため、本市が許可されている整備面積1,000haのうち、人口推移による計画区域の変更・調整が必要となります。

図表：下水道普及率



(出典：県汚水処理計画)

## 施策の目標

下水道は、快適な生活環境を創出するうえで重要な基盤であることから、市民に対する事業の周知を進めながら、計画的に整備を進めていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
下水道普及率	27.4%	37.8%

## 施策展開の方向

### （１）計画的な下水道事業

現在の下水道認可区域については、平成 27 年度までの整備完了を目指します。その後も事業効果が十分出るよう検討しながら、事業計画を見直し、計画的な下水道整備を実施していきます。

また、今後重要性を増す整備済み施設の維持管理については、管渠\*のテレビカメラ調査などを計画的に行うなどの方策を採り、下水道施設の安全・安心を保ちます。

### （２）下水道事業の周知

事業の推進と下水道への加入促進に当たっては、市民の理解が不可欠であるため、下水道事業の大切さを、広報紙などを利用して適宜 PR を行い、市民の理解を深めます。

### 【3】公園・緑地の整備

---

#### 現況と課題

- 公園や緑地は、市民がスポーツや余暇活動などを楽しんだり、心のやすらぎを得たりする場としてだけでなく、災害発生時の避難場所などとして防災面での機能も有しています。
- 本市には都市計画公園が11カ所、都市計画緑地が2カ所あるほか、公園、広場などが多数あります。西毛総合運動公園、後閑城址公園など、個性のあるテーマ性の高い施設もありますが、今後はさらなる機能向上などにより、既存公園の有効活用が求められています。
- 身近な公園や緑地の確保・整備に力を入れてほしいとの市民の声も多く、計画段階からの市民参加を促し、自然資源を活かしながら、計画的に整備していく必要があります。また、市民の自主的な維持管理活動などを通して、市民との協働\*により、適切な管理運営をしていく必要があります。



## 施策の目標

市民が憩いの場として安全・快適に利用できるよう、公園・広場の充実を図るとともに、市民と行政との協働<sup>\*</sup>による維持管理を推進し、愛着の持てる公園づくりを進めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
都市計画区域 <sup>*</sup> 内市民一人当たりの都市公園面積	7.54 m <sup>2</sup>	8.04 m <sup>2</sup>

## 施策展開の方向

### （1）魅力ある公園・広場の整備

公園・広場などを計画的に整備し、市民が自然にふれあう場、コミュニティの場として活用していきます。

日常的に多くの人が集まる公共施設や駅、温泉施設周辺では、人々の交流が育まれるよう、地域特性を活かした魅力的な公園・広場の整備を行います。

さらには、災害時における避難場所ともなるよう、市街地における公園の配置バランスを取りながら、整備を行います。

### （2）緑地の創出

良好な緑を保全しながら、地域の特性を活かした魅力的な公園・広場を計画的に整備し、美しい景観づくりとしての緑地の創出を推進します。

### （3）市民との協働<sup>\*</sup>による公園整備

市民参加による身近な公園づくりに向け、地域ニーズに沿った公園づくりを進めるとともに、市民との協働<sup>\*</sup>を一層推進し、適切な管理運営を図ります。

## 【4】環境対策

---

### 現況と課題

- 経済発展を至上とした人間の活動は、環境負荷の著しい増大をもたらし、地球規模での環境問題を引き起こしてきました。本市では、平成 22 年度に「安中市環境基本計画」の見直しおよび「安中市地球温暖化<sup>\*</sup>対策実行計画」を策定し、地球環境の保全に向け、計画的な取り組みを推進しています。
- 環境保全については、環境美化運動などを通じて市民の意識の向上を図るとともに、ポイ捨て等防止標語の電光掲示板の設置、不法投棄防止や犬のフン害防止の看板を設置することで、広く周知・啓発を行っています。特に不法投棄対策としては、市民の協力を得ながら関係機関と連携して対処しています。
- 地球温暖化<sup>\*</sup>対策としては、国による取り組みが進められていますが、東日本大震災の発生以来、エネルギーに関する関心が高まっていることから、市民一人一人や、企業、行政がさらなる対策を取っていく必要があります。



## 施策の目標

市民・事業者・行政の連携協力のもと、環境保全対策や地球温暖化<sup>\*</sup>対策を進め、市民にとって暮らしやすい環境を、いつまでも守っていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
住宅用太陽光発電システム設置補助金交付件数	140 件	240 件

## 施策展開の方向

### （1）環境の保全・市民意識の啓発

環境基本条例<sup>\*</sup>および環境基本計画に基づき、環境保全の施策を計画的に推進していきます。

市民や事業者に、環境美化運動や地域清掃活動への参加を促し、市民・事業者の環境意識の向上を図ります。

不法投棄に対しては、市民・事業者・行政の連携協力のもと、監視体制の徹底や重点地区への定期的な対応、広報による啓発活動など抑止体制の強化を図ります。

### （2）地球温暖化<sup>\*</sup>防止対策

地球温暖化<sup>\*</sup>対策実行計画に基づき、地球環境保全のための取り組みを計画的・総合的に推進します。

家庭や企業において、省エネ行動による電気などのエネルギー消費の抑制、ごみの減量化による処理に係る二酸化炭素排出量の削減および太陽光、太陽熱などの自然エネルギーの活用を普及・啓発、推進します。

また、アイドリングストップ<sup>\*</sup>など、エコドライブの実践や公用車の低公害・省エネルギー車への買い換え、太陽光などの利用による公共施設への新エネルギー導入などを検討します。

### （3）墓苑

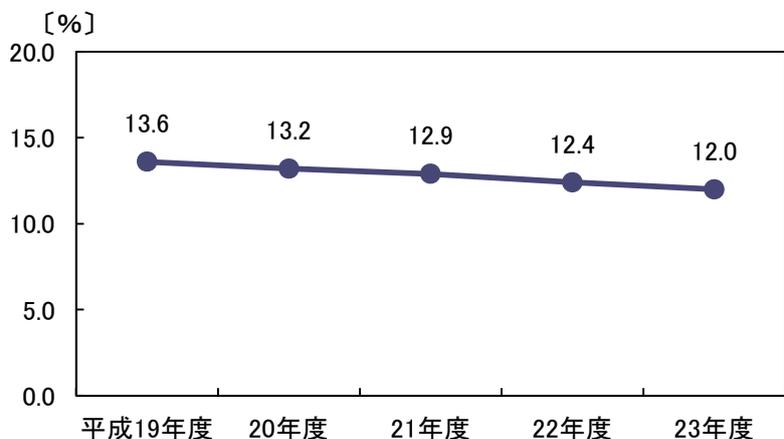
周辺環境が良く、取得しやすい市営霊園墓地の整備を検討します。また、すみれヶ丘聖苑の適正な維持管理に努めていきます。

## 【5】衛生対策

### 現況と課題

- わが国は過去、大量生産・大量消費によって経済発展を成し遂げてきましたが、一方では、ごみ問題の発生という深刻な社会問題を引き起こしてきました。こうした問題に対応するため、ごみの減量化・再資源化に努め、環境に優しい資源循環型社会を確立することが求められています。
- 一般廃棄物の処理は市の責務です。本市では、可燃ごみ等は焼却して中間処理を行い、粗大ごみ等は破砕・選別し、鉄類、アルミ類は再資源化処理を行っています。また、し尿・浄化槽汚泥等は高負荷脱窒素処理・高度処理を施し、適正に河川へ放流しています。一般廃棄物処理施設は、設備・機器・部材が高温多湿、腐食性空間にさらされているため、摩耗しやすく耐用年数が短い特性があります。このため、ストックマネジメント※の考え方を導入し、適正な運転管理と毎年の定期点検整備や適時の延命化対策を講じて、施設の長寿命化を図る必要があります。
- 一般廃棄物の処分については、平成 14 年 4 月以降、焼却灰等を民間の一般廃棄物最終処分場へ搬出し、委託処分していることから、今後、新たに本市施設の建設を検討する必要があります。
- ごみの減量化・再資源化の推進のため、資源ごみである新聞、雑誌（雑がみを含む）、ダンボールおよび紙パックなどの集団回収に各地区で取り組み、再資源化しています。しかしながら、資源として再利用可能なものまでが、ごみとして出されていたりする例もいまだにみられることから、ごみを分別する手間が新たな負担とならず、市民が協力しやすいような収集方法を検討する必要があります。
- 下水道が整備されていない地域では、生活雑排水が未処理のまま排出されることも多く、河川などの水質を悪化させる原因となっています。

図表：ごみのリサイクル率



(出典：廃棄物実態調査)

## 施策の目標

市民の理解を深めながら、ごみの減量化と再資源化に取り組む一方、ごみやし尿などの適切な収集・処理を進め、市民が清潔で快適な暮らしを営めるよう努めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
ごみのリサイクル <sup>※</sup> 率	12.0%	22.0%

## 施策展開の方向

### （1）ごみ・し尿処理

ごみ処理施設については、性能水準を維持しつつ耐用年数の延伸を図り、ごみ・粗大ごみ等を効率的かつ適正に処理するため、予防保全の観点に立ち、施設の基幹改良整備を計画的に進めていきます。また、し尿処理施設については、増加傾向にある浄化槽汚泥に即応した機能充実を行い、二酸化炭素排出量削減を見据えながら耐用年数の延伸を図り、し尿・汚泥等を効率的かつ適正に処理するため、基幹改良整備を計画的に進めていきます。

### （2）ごみの減量化・資源の再利用

ごみの減量化やリサイクル<sup>※</sup>について、市民に対するさらなる周知・啓発を図り、分別収集の細分化や3R<sup>※</sup>活動の推進、不要品などの再利用促進活動を行います。

また、粗大ごみ、プラスチック類、紙類などについても再資源化を進めるほか、リサイクル<sup>※</sup>センターの整備を検討します。

### （3）廃棄物の適正な収集・処理

市民の理解と協力を得ながら、ごみステーションによる適正な収集体制の実現に努めます。

また、ごみステーションで収集しない粗大ごみや、処理が困難なごみの収集・処理については、受け入れ施設の整備または広域処理などを検討します。

### （4）汚水処理

公共下水道計画区域以外の汚水処理については、合併処理浄化槽<sup>※</sup>（市町村設置型を含む）、農業集落排水など、整備の必要性・方向性を検討しながら、地域の実情に沿った整備を図っていきます。

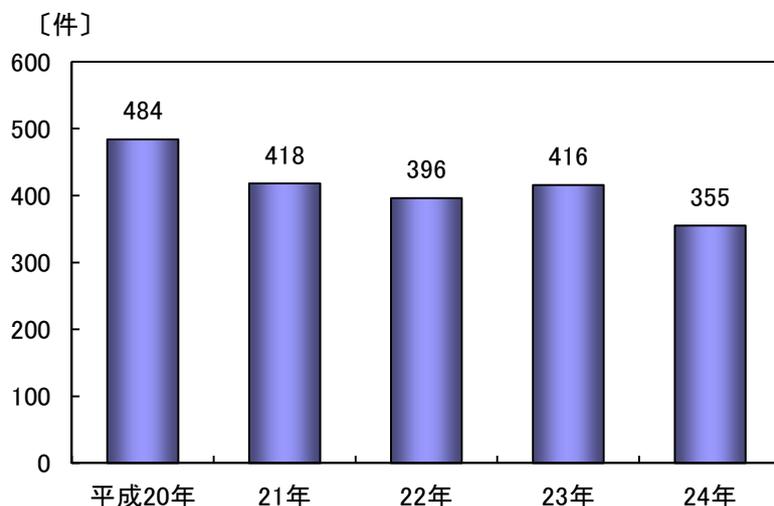
## 基本政策4. 安全な市民生活の確保

### 【1】防犯対策

#### 現況と課題

- 近年、犯罪の凶悪化・多様化が進み、特に子どもや高齢者を狙った犯罪が目立つようになってきています。
- 本市では、犯罪のない安全・安心な地域社会の実現に向け、市民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、平成18年9月に「安中市安全なまちづくり条例」を制定し、併せて「安中市安全なまちづくり推進協議会」を設置し、さまざまな活動を進めています。
- 本市における刑法犯認知件数は、ここ数年減少傾向にあるものの、犯罪を未然に防ぎ、犯罪が発生した場合に適切かつ迅速に対処するためには、警察、行政、市民、団体、事業者などが一体となった取り組みが求められます。今後は、防犯意識の高揚を図るための啓発、広報活動をはじめ、安全なまちづくりに寄与する環境の整備などを推進するため、関係機関と連携した取り組みを強化していく必要があります。

図表：刑法犯認知件数



(出典：安中警察署調べ)

## 施策の目標

市民を犯罪から守るため、警察および関係団体との連携のもとに防犯対策を推進し、犯罪を未然に防ぐ地域環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
刑法犯認知件数	355 件	320 件

## 施策展開の方向

### （１）防犯意識の高揚

警察、安中市防犯協会などの関係機関と協力し、「県民防犯の日」の周知徹底や、県民防犯運動をはじめとした各種防犯運動の積極的な展開により、市民の防犯意識の高揚を図ります。

また、防犯講座・防犯機器展示の実施、チラシ・リーフレットなどの配布や、県・警察ホームページの防犯情報の効果的な活用により、安全なまちづくりに関する啓発・広報活動を推進します。

### （２）防犯活動の推進

さまざまな犯罪、事故などの未然防止に向け、各地区防犯協会および自主防犯組織の充実・拡大を図り、指導助言、その他必要な支援を行います。

また、青色回転灯装備車両および自主防犯組織による防犯パトロールの実施など、地域・職域防犯団体との連携を強化し、地域の実情に即した地域ぐるみの防犯活動を促進します。

さらには、学校、通学路などにおける児童・生徒の安全を確保するため、通学路の安全点検と危険箇所の改善、「子ども安全協力の家」の周知徹底と活用を図るなど、学校安全体制の整備を支援します。

### （３）地域防犯環境の整備

犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場や住宅などの環境整備に努めるほか、地域と連携して防犯灯の設置を進め、LED 防犯灯の導入も検討するなど、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

また、青少年の健全育成のために、家庭・地域・学校などと連携し、非行防止や有害環境の浄化などの取り組みを強化し、麻薬、覚醒剤、シンナーなどの薬物乱用防止活動や、暴走族を許さない環境づくりに努めます。

さらには、安中市暴力排除推進協議会の活動のもと、市民の暴力排除意識の向上を図り、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」の三ない運動を実践することにより、暴力のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進します。

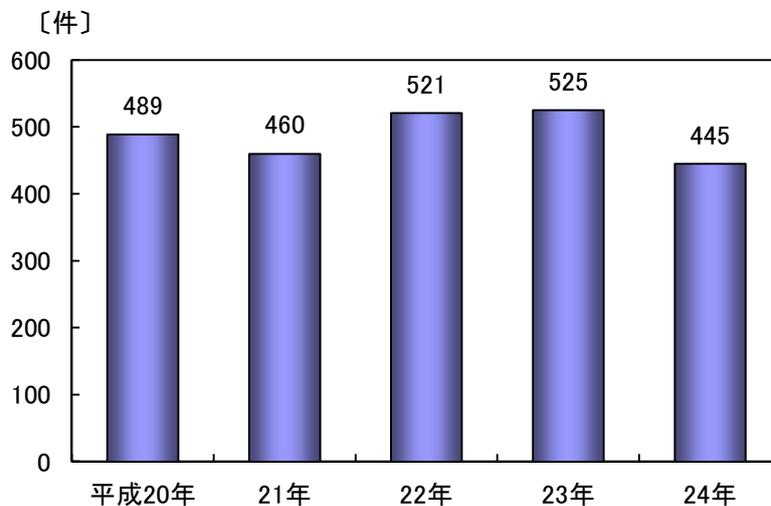
また、新たに制定した「暴力団排除条例」に基づいた取り組みを進めます。

## 【2】交通安全対策

### 現況と課題

- 本市の交通事故による死傷者数は平成18年度に減少したものの、依然として高い水準にあります。近年の交通事故は、自動車保有台数および運転免許保有者の増加、高齢者などの運転者層の多様化、道路交通環境の悪化などによるものと考えられます。
- 市内の交通事故の30%（平成24年4月1日現在）が交通量の多い国道18号で発生しており、国道の交通環境の改善が望まれているほか、県道および市道における歩行者の安全確保が重要な課題となっています。
- このような状況から、今後も安中市交通安全条例に基づき、関係機関とも協調しながら、優先的に県道および市道幹線道路の道路幅員の拡幅、歩道の整備、危険箇所の道路改良および夜間照明灯の設置など、交通安全施設の整備を進めていく必要があります。また、市民一人一人の交通安全に対する意識の高まりを促すなど、交通安全対策を強力かつ総合的に推進しなければなりません。

図表：交通事故（人身事故）発生件数



（出典：安中警察署調べ）

## 施策の目標

市民一人一人の交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関や団体との連携を強化し、交通事故を未然に防ぐ環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
交通事故（人身事故）発生件数	445 件	400 件

## 施策展開の方向

### （1）交通安全意識の高揚

市民への交通安全思想の普及徹底、交通安全意識の高揚を図るため、市・警察、交通安全協会などが中心となり、あらゆる機会を通じて、積極的に交通安全運動を推進します。

また、交通指導員※により、市民の交通安全確保のため街頭活動を実施し、児童・生徒、園児の通学、通園時における保護・誘導をはじめ、歩行者、自転車利用者に対する指導を推進します。

### （2）交通安全活動の推進

交通安全に係る関係機関・団体相互の各種情報の提供、集約等連絡協力体制の確立を図り、警察、県、市、民間団体などによる官民一体となった交通安全活動推進体制を一層強化し、交通安全活動の展開を図ります。

### （3）交通安全環境の整備

歩行者、自転車利用者に対する安全確保のため、道路幅員の拡幅、歩道などの設置を主要幹線道路から優先的に実施するとともに、児童・生徒、園児の通学・通園対策として、スクールゾーンや通学路などの見直し、拡充を図ります。

また、信号機、道路標示、道路反射鏡の設置、ガードレールなど防護柵の整備などを継続し、交通環境の変化や地区の特性に対応した施設の整備に努めます。

さらには、安全な道路交通環境の整備を図るため、市道の整備を推進するとともに、山間部などにおいては、落石防護柵などの施設の整備を図ります。

## 【3】防災対策

### 現況と課題

- 本市は大規模な自然災害が少ない地域ですが、近年、地震や豪雨などの自然災害による被害が全国各地で相次ぎ、また平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は多くの人々に自然の脅威を見せつけ、防災に対する市民の関心が高まっています。
- 突発的な災害に対して被害を最小限に抑えられるよう、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、防災に関する各種施策を積極的に推進しなければなりません。特に、施策を進める上で、従来の「防災」の観点に加え、「減災」の観点を考慮していく必要性があります。さらに災害時における正確かつ迅速な情報の伝達・収集体制の強化、保健・医療・衛生体制の整備など災害対策を総合的に進め、危機管理体制の充実を図る必要があります。
- また、防災においては、公助だけでなく共助、自助の果たす役割が極めて大きく、相互に協力、連携し災害による被害の未然防止、最小限化に取り組むことが大事です。そのためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から、自主防災組織<sup>※</sup>の重要性を認識し、地域住民・行政・関係機関が連携した防災体制づくりが必要です。特に妊婦、乳幼児、高齢者や身体障害者などの災害時要援護者の避難支援においては、地域住民と行政の協働<sup>※</sup>が欠かせません。



## 施策の目標

「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から、「安中市地域防災計画※」に基づき、市民・行政・関係機関の連携による防災体制づくりを進め、災害に強いまちを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
自主防災組織※率	3.2%	100%

## 施策展開の方向

### （１）防災意識の高揚

防災においては、公助だけでなく自助・共助の果たす役割が極めて大きいことから、防災訓練などの活動支援や出前講座の開催などを通じ、市民の防災意識の高揚を図ります。防災訓練は実践的な内容で行うことで、発災時に効果的な活動支援を行います。

また、洪水・土砂災害・地震による被害を想定したハザードマップを作成し、市民への危険箇所の周知と防災意識の向上を進めます。

### （２）地域防災力の向上

災害時の避難住民の誘導や被災者の救援には地域住民の力が不可欠であるため、日常的な教育、福祉、環境美化などの地域社会活動と組み合わせた、継続性のある自主防災活動の推進を図り、地域や職場における自主防災組織※の設立を促進します。同時に、自主防災組織※を中心とした避難所運営手法の検討、災害時要援護者への対応手法の検討を進めます。

### （３）防災体制の強化

#### ①災害に強い都市基盤の整備

地震、洪水などの被害を想定し、構造物などの安全性を高め、被害の軽減を図ります。特に、病院、学校などの公共施設については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震性の向上に努めます。

また、国・県の協力を得ながら、土砂災害危険箇所の安全対策をはじめとした治山、砂防事業の推進や、洪水被害の未然防止のための河川改修などの着実な整備に努めます。

#### ②災害対応力の充実強化

防災行政無線の充実などにより、緊急時の警戒避難体制の強化と併せ、情報収集・伝達の効率化、信頼性の向上や情報の共有化を図ります。

また、円滑な避難救助活動などができるよう、道路環境の改善に取り組むとともに、防火水槽や消火栓など消防水利の計画的な整備を進めます。

さらには、地域の消防・水防団員の確保・育成や消防団装備の充実に努め、水や食糧の備蓄、応急物資および防災資機材の確保・充実に取り組みます。また、放射能汚染・竜巻などの幅広い災害へ向けた体制づくりの研究・検討を行い、適宜、防災会議などでの検討を行い

## 基本目標1 うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

ます。

### ③広域連携の強化

埼玉県桶川市や地域の事業所との災害協定などに基づき、災害応急対策の協力・連携強化を図ります。

### ④復旧体制の確立

被災したライフライン<sup>\*</sup>、住宅、公共施設などのハード面や被災者に対する生活支援などのソフト面の復旧・復興体制を確立します。

### ⑤国民保護計画<sup>\*</sup>の推進

「安中市国民保護計画」に係る緊急時の措置を明確に示して、住民の避難・救援や武力攻撃災害への対処など市民の安全確保に努めます。

## 【4】消防・救急体制の充実

### 現況と課題

- 近年発生した東日本大震災のような大規模な災害や、火災・事故などから市民の命や財産、暮らしを守るため、消防・救急体制の充実強化に対する期待が高まっています。
- 本市の消防機関のうち消防本部および消防署は、高崎市・安中市消防組合が担っており、安中消防署では、日常の訓練や装備の更新に努め、複雑化・多様化する災害、救急業務などに対応しています。
- 一方、消防機関のうち消防団については、消防団詰所、消防団車両を古いものから計画的に順次更新しています。また、団員の被雇用者の割合が高くなっているため、出場が必要な場合に対応できるよう、消防団員の人員確保などが必要となっています。また、消防団の充実とともに、自らの地域を守るための自主防災組織<sup>\*</sup>の充実も、今後の課題となっています。



### 施策の目標

市民の生命・財産を守るため、消防施設の更新・整備や、消防団など地域密着型の消防組織の充実などにより、消防救急体制の強化を目指します。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
消防団協力事業所数	0 事業所	25 事業所

### 施策展開の方向

#### （1）消防施設の更新・整備

火災、震災、洪水被害や救急業務などに備え、市民生活の安全を確保するため、消防団詰所、車両については更新年度や各地区のバランスを考慮しながら、引き続き、最先端の設備を充実させていきます。また防火水槽に関しては、大規模災害に備え、計画的に整備していきます。

#### （2）地域との連携による消防体制の整備

消防団員の確保に取り組むとともに、消防署や地域・職場における自主防災組織<sup>\*</sup>、女性防火クラブなど地域との協力を得ながら、十分な消防活動ができる体制づくりに努めます。

また、火災を未然に防止するための予防査察を充実するとともに、市民に対する防火意識の高揚を図ります。

#### （3）救急体制の充実

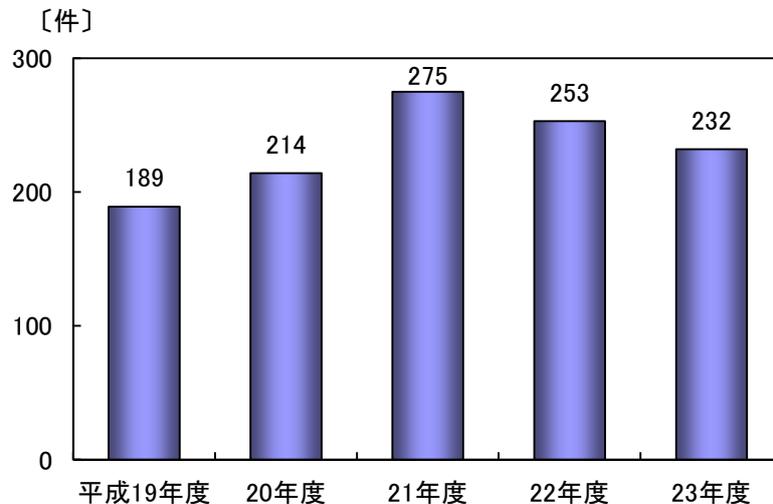
救急患者の救命率向上を図るため、高規格救急車<sup>\*</sup>の活用および医療機関との連携の強化など、装備の充実や救命対策の推進に努めます。また、適切な救命活動を行うため、救急救命士の計画的な養成、AED<sup>\*</sup>の普及・点検や市民への講習会の実施などに努めます。

## 【5】公害防止

### 現況と課題

- これまで、企業などの大規模な産業活動による産業型公害が問題となっていましたが、近年では、市民の生活や経済活動によって生じる廃棄物や、生活排水などが原因である都市生活型公害も問題となっています。
- 本市では、環境基本法、群馬県的生活環境を保全する条例、安中市環境基本条例※などに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭の防止に努めています。今後も関係機関との連携を図りながら、公害の発生を防ぎ、発生した問題に対しては適切に対応することが重要となっています。
- また、公害汚染地域の農用地については、公害防除特別土地改良事業により、公害汚染地域およびその周辺地域を含め、農用地としての機能を回復し、農業経営の安定、向上を図ることが必要です。

図表：苦情処理件数



(出典：環境推進課調べ)

### 施策の目標

関係機関との連携のもとに、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下・悪臭・騒音・振動などの公害の防止に努め、暮らしやすい環境づくりを目指します。

指標名	現状値 (H23)	目標値 (H29)
苦情処理件数	232 件	150 件

### 施策展開の方向

#### (1) 環境保全体制の強化

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などを未然に防止するため、調査を定期的を実施し、公害の予防に努めます。

#### (2) 公害防止対策の推進

大気汚染物質の排出抑制、水質汚濁や土壌汚染、悪臭、騒音、振動などの防止に努めるとともに、苦情通報や連絡により、必要に応じて関係機関などと連絡を取り合い、発生源に対して、規制、監視、指導を実施し、解消または解決を図ります。

#### (3) 公害防除特別土地改良事業

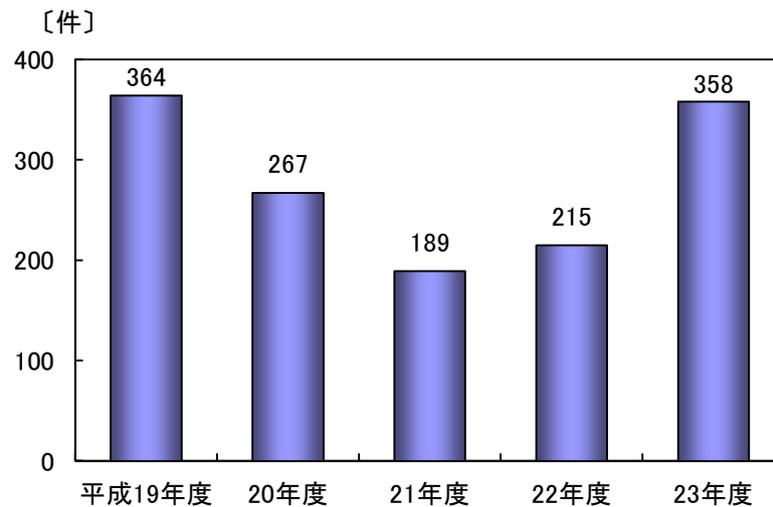
公害防除特別土地改良事業を実施して、公害汚染地域およびその周辺地域を含め、農用地としての機能を回復するよう、農業経営の安定、向上を図ります。

## 【6】消費者保護

### 現況と課題

- 消費者ニーズの多様化に伴い、新たな商品やインターネット\*などを介したサービスが提供されるようになり、近年では、消費生活のあり方が劇的に変わりつつあります。
- このような変化の中で、悪質商法による被害は後を絶たず、消費者トラブルは多発し、その内容も多様化・複雑化しており、特に高齢者が狙われるケースが目立っています。
- 今後は、さまざまな消費者トラブルや被害の防止に向け、関係機関と連携を強化し、消費生活情報の収集・提供をはじめ、学習機会や相談体制の充実を図る必要があります。また、消費生活センターの機能強化を推進するとともに、自ら進んで知識を身につけ行動できる自立した消費者の育成に向け、啓発活動を展開していく必要があります。

図表：消費生活相談件数



(出典：消費生活センター調べ)

## 施策の目標

消費者自らの意志と責任によって行動ができるよう、市民の意識の向上を図りながら、相談体制などの充実を図り、消費者被害のない環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
消費生活相談件数	358 件	330 件

## 施策展開の方向

### （１）消費者意識の向上

関係機関との連携を強化し、学校・地域・職域などにおいて、幅広い年齢層を対象とした消費者教育を充実させ、消費者の意識啓発を図ります。

近年の悪質商法による消費者被害の防止のため、特に、高齢者や若年層に対しては、その特性を踏まえた、きめ細かな情報提供や学習機会の充実に努めます。さらに、環境問題の重要性がますます高まるなか、環境に配慮した消費行動、消費生活の普及を推進します。

### （２）消費生活相談体制の充実

消費者から数多く寄せられる苦情・相談などに対して、適切かつ迅速な対応ができるよう、国、県などの関係機関との連携を深めるとともに、消費生活専門相談員<sup>\*</sup>の資質向上を図り、的確な指導・助言が行えるよう、相談体制の一層の充実に努めます。

### （３）消費生活安定向上施策の推進

消費生活の安定向上を図るため、毎年市内数店舗において、家庭用品品質表示法および消費生活用製品安全法に基づく立ち入り検査を実施するなど、繊維製品、電気機械器具などの品質表示の適正化、また、食品、医薬品、化粧品などの安全性の確保など、消費者保護に向けた取り組みの充実・強化を図ります。